

神戸市子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）に係る任意接種償還払い要綱

令和4年5月17日 健康局長決定

令和4年6月7日 一部改正

令和4年9月12日 一部改正

（目的）

第1条 この要綱は、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンに係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、償還払いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（償還払いの対象者）

第2条 償還払いの対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。（ただし、償還払いと同種のものであると神戸市が認める措置による費用の助成を神戸市以外の市区町村から受けた者を除く。）

- 一 令和4年4月1日時点で神戸市に住民登録があること
 - 二 16歳となる日の属する年度の末日までにHPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了していないこと
 - 三 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で接種時点で国内における製造販売承認がなされた組換え沈降2価HPVワクチン、組換え沈降4価HPVワクチン又は組換え沈降9価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと
 - 四 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、神戸市長は、特に必要と認めた者を償還払いの対象とすることができる。

（償還額の支給等）

第3条 神戸市長は、第6条第2項の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、次に掲げる各号の合計額（以下「償還額」という。）を支給するものとする。

- 一 接種を行った医療機関に対し支払った接種費用（最大3回接種分まで）に相当する額。ただし、組換え沈降9価HPVワクチンを接種した場合、令和4年3月31日まで接種を開始し、令和4年4月以降に2回目もしくは3回目の接種が必要な場合には、4月以降の接種についても助成の対象とし、接種費用に係る償還額は神戸市の定める本要綱別表1 接種を受けた年度におけるHPVワクチンの基準単価に相当する額を上限とする。接種に要した交通費、宿泊費等は、対象としない。
- 二 次条第1項第1号に掲げる書類等に代えて次条第1項に掲げる子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）に係る任意接種償還払い申請用証明書（様式第2号）を提出する場合、当該様式の発行に要した文書料（以下「文書料」という）に相当する額。ただし、文書料に係る償還額は3,000円を上限とし、医療機関に支払った実費もしくは上限額のいずれか低い額とする。
- 2 前項のうち、組換え沈降2価HPVワクチン、組換え沈降4価HPVワクチンを接種した場合には定期接種実施要領、組換え沈降9価HPVワクチンを接種した場合にはワクチンの添付文書にそれぞれ規定する方法によって接種がなされていない場合については、交付の対象外とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、償還払いを受けようとする者が次条第1項第2号に掲げる書類を提出しない場合には、前項第1号の金額は神戸市の定める本要綱別表1 接種を受けた年度におけるHPVワクチンの基準単価に相当する額とする。

（償還払いの申請及び支給の方式）

第4条 償還払いを受けようとする者は、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）に係る任意接種償還払い申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して神戸市長に申請しなければならない。ただし、償還払いを受けようとする者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）に係る任意接種償還払い申請用証明書（様式第2号）の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

- 一 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等（写し）
 - 二 第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類（原本）
 - 三 前条第1項第2号の実費を支払った事実、その額を証明できる書類（原本）
 - 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請を行うことができる者は、第2条に規定する償還払いの対象となる者、又は予防接種法第2条第7項に規定する保護者とする。

3 神戸市長は、前2項の規定により書類等が提出された場合は、当該書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。この場合において、前2項の規定により提出された書類等に不足があるときは、神戸市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(申請期限)

第5条 償還払いの申請期限は、令和7年3月末日とする。

(審査及び支給決定)

第6条 神戸市長は、償還払いを受けようとする者から提出された書類等に基づき、償還払いの可否を審査するものとする。

2 神戸市長は、第4条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還払いを行うことを決定したときは、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）に係る任意接種費用支給決定通知書(様式第3号)により、行わないことを決定したときは、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）に係る任意接種費用不支給決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 償還払いは、前条第2項による支給の決定後、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(不当利得の返還)

第8条 神戸市長は、補助金規則第19条により償還払いの決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により支給の決定を取消した場合において、既に償還払いを行っているときは、期限を定めて償還払いの返還をさせるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第10条 神戸市長は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）に係る任意接種償還払い申請書（様式第1号）で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は健康局長が別に定める。

附則

1. この要綱は、令和4年5月18日から施行する。
2. この要綱は、令和4年6月7日から施行し、令和4年5月18日から適用する。
3. この要綱は、令和4年9月12日から施行し、令和4年5月18日から適用する。